

# 令和8年度第1回 しまね社会貢献基金 クラウドファンディング事業のご案内

島根県では、社会貢献活動を行う団体から提案された事業に対し、  
クラウドファンディングの手法により寄附金を広く募集し、  
必要経費の助成を行っています。

「今までにない事業をしたい！」「イベントを計画中…」など  
皆さまからの募集をお待ちしております！



## しまね社会貢献基金を活用した クラウドファンディングを利用するメリットとは？

寄附者は…

**寄附金が  
税額控除※  
されます！**

大手サービスと違い

**手数料  
0円！**

**対象経費に  
制限  
なし！**

※ふるさと納税と同じ仕組みです

### 応募可能団体

しまね社会貢献基金に登録済または  
登録予定のNPO法人、任意団体、  
地域運営組織、社団法人、財団法人

### 採択後のスケジュール

■クラウドファンディング実施期間  
**最長2か月間**

※開始日は団体で自由に設定できます

### ■採択事業の実施期間

**令和8年4月 1日から  
令和9年3月31日まで**

※クラウドファンディングと事業は並行して進  
めることも可能です

### 事業募集予定

令和7年12月 3日 水



令和8年 2月 6日 金 17時必着

応募条件などの詳細は募集要項をご確認ください



【問合せ先】島根県NPO活動推進室 ☎0852-22-5096

# この事業を最大限に活用するために しまね社会貢献基金クラウドファンディング事業 活用ガイド

しまね社会貢献基金クラウドファンディング事業は、皆様の社会貢献活動がさらに多くの人々に認知され、大きな支援の輪へつながることを目指す制度です。この事業を最大限に活用し、目標達成を実現するために、以下のポイントをご理解いただいた上で本制度をご活用ください。ご応募を心よりお待ちしております。

## 1. 応募資格

この事業にご応募いただくには、基金利用団体としての登録手続きが必要です。

登録団体となるには、主たる事務所が島根県内、1年以上の活動期間など、所定の登録要件を満たす必要があります。基金登録団体となった後も、毎年書類の提出などをしていただく必要があります。まずは募集要項をご確認のうえ、ご相談ください。

## 2. 寄附を募るために

- ・クラウドファンディング用のHPを作るだけでは寄附は集まりません。団体で事業の魅力や必要性を伝え、共感を呼ぶ広報活動（寄附のお願い、SNS・イベント等による周知など）を積極的に行なうことが不可欠です。

**※県が団体の代わりに資金を集めれるサービスではないことにご留意ください**

- ・クラウドファンディングの成功には仲間集め、具体的な計画、支援者分析、PR戦略などの、入念な準備が極めて重要です。公益財団法人ふるさと島根定住財団のセミナーや専門家による相談も積極的に活用し、準備を万全に整えましょう。
- ・目標額に達しない場合も事業は必ず実施していただきます。不足分は他の資金からの補填や計画の見直しにより対応いただくため、目標額は現実的なものであるか、具体的な計画と照らし合わせ、精査をお願いします。

## 3. 返礼品について(重要)

この制度では、金銭的な価値を持つ「返礼品（リターン）」を設定しないことを条件に、寄

## 附金が税制優遇措置の対象となっています。

活動報告書や会報誌、活動で作成した手作りの小物や団体名入りの粗品の提供など、団体の活動周知を目的とした「対価とは言えない程度のお礼」は可能ですが、募集画面への記載はできません。

そのため、返礼品による支援者の動機付けはできない点にご留意ください。

魅力的な返礼品の設定により寄附を集める場合は、民間のクラウドファンディングサービスをご検討ください。

## 4. 助成対象経費について

クラウドファンディングで集められた寄附金は、県の「公金」として執行されます。

そのため、寄附金の使途、事業の実現性・実行性について、厳正に審査いたします。

また、本事業で助成可能な経費は活動に必要な経費に限られます。事業内容にそぐわない経費、採択前に発生した経費や年度をまたぐ経費は助成の対象となりませんので、詳細な計画と予算管理にご留意ください。

事業完了後には報告書の提出が義務付けられており、県ホームページ等で公開します。

## 5. ご不明な点・お困りごとは

ご応募や事業実施に関して、ご不明な点やお困りごとがあれば、お気軽に島根県NPO活動推進室までご連絡ください。

また、公益財団法人ふるさと島根定住財団では、専門家による個別相談や、ファンドレイジング（資金調達）セミナーも実施していますので、申請の前に利用をぜひご検討ください。

問い合わせ  
書類送付先

島根県環境生活部環境生活総務課NPO活動推進室  
〒690-8501 島根県松江市殿町1番地（東庁舎2階）  
電話：0852-22-5096  
メール：npo@pref.shimane.lg.jp